

報道関係各位

平成 25 年 8 月 13 日

～これから台風の季節！ 防災対策や避難行動に役立てて～

## 「防災気象情報の活用法」 「特別警報の新設」 「新しく改善された津波警報」

これから台風の季節を迎え、大雨、洪水、暴風、高潮など、自然災害が発生しやすくなります。気象庁が発表する防災気象情報の有効な活用法を知って頂き、日頃の防災対策やいざという時の避難行動に役立てられるよう、「特別警報の新設」「防災気象情報の活用法」「新しく改善された津波警報」について解説します。

予想される災害への注意を呼びかけ

### 防災気象情報を役立てて

災害から身を守るためには、行政による砂防設備や治水工事・高潮防波堤整備などの防災対策だけでなく、私たち一人一人の「自助」、すなわち、災害に対する備えをしておく、危険を感じたら早めに避難するなど、自らの身を守るための行動が重要です。

そのような「自助」のために役立つのが、気象庁が発表している「防災気象情報」です。大雨や台風は、地震災害のように突然襲ってくるものではなく、いつ、どこで、どのくらいの強さで発生するかなど、ある程度予測することができます。皆さんが早めの防災対策に役立てられるよう、気象庁は大雨や台風などに関する防災気象情報を随時提供しています。重大な災害が起こるおそれのあるときは「警報」、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」を発表し、注意や警戒を呼びかけています。警報や注意報は原則として、市区町村ごとに発表されます。市区町村は、気象庁が発表する警報や注意報を受けて、必要な地域に避難勧告・避難指示を発令する場合があります。



また、気象庁では、警報や注意報に先立ち、「大雨に関する気象情報」や「台風に関する気象情報」などを発表しています。天気予報やニュースで「気象庁では、大雨(台風)に関する情報を出して警戒を呼びかけています」という言葉が流れたら、その後の気象情報に注意してください。テレビやラジオ、気象庁ウェブサイトの「防災気象情報」ページなどで、最新の気象情報入手しましょう。

※さらに今月 30 日(予定)から、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を発表します。

<自然災害から身を守るための対策はこちら>

URL: <http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201206/1.html>

最大限の注意を呼びかけ

## 今月 30 日(予定)から『特別警報』が始まります

新たに運用が始まる「特別警報」は、「警報」の発表基準をはるかに超える数十年に一度の大災害が起こると予想される場合に発表し、対象地域の住民の方々に最大限の警戒を呼びかけるものです。また、市町村による住民の方々への周知活動も、「特別警報」では新たに義務化されます(「警報」「注意報」は努力義務)。なお、「特別警報」には以下の2つのパターンがあります。



### (1)【大雨・暴風・高潮・波浪・大雪・暴風雪】

警報の基準をはるかに超える危険度の高いものを「〇〇特別警報」とし発表

この6種類については、「警報」の発表基準をはるかに超える危険が予想される場合に、「大雨特別警報」、「暴風特別警報」、「波浪特別警報」といった表現で発表します。

### (2)【地震・津波・噴火】

危険度の高いものを「特別警報」と位置付け(名称の変更なし)

これらに関しては既存の警報のうち、非常に高い危険が予想されるものを「特別警報」として位置付けます。「〇〇特別警報」という表現ではなく、従来の名称のまま発表します。

地震

緊急地震速報のうち震度6弱以上の揺れを予想したもの

津波

「大津波警報」 ※津波の高さが3mを超えると予想された場合に発表

噴火

「噴火警報(居住地域)」もしくは噴火警戒レベル4以上

特別警報が発表されたときは、経験したことのないような激しい豪雨や暴風など、異常な現象が起きる状況であるため、ただちに命を守る行動をとることが重要です。仮にこの数十年間、災害発生の経験がない地域でも油断は禁物です。

まずは決して慌てずに周囲の状況や、お住まいの市町村から発表される避難勧告の情報などに注意しながら、すぐに避難所へ避難するか、すでに外出が危険な状態に達している場合には、無理をせずに家の中のより安全な場所にとどまってください。

なお、「特別警報」の運用開始以降も、次の点に注意してください。

- ・「特別警報」が発表されない場合でも、災害が発生することも。
- ・大雨や暴風など気象に関する災害のおそれがあるときは、特別警報が発表される前に、従来どおり「警報」「注意報」が発表されるので、最新の情報の入手に努め、注意・警戒を。

<特別警報が設けられた背景や、発表時にとるべき行動について、詳細はこちら>

URL: <http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201307/4.html>

津波の高さを「巨大」「高い」という分かりやすい表現で発表

## 迅速な避難を促す内容へと改善された津波警報

東日本大震災において予想を大きく上回る巨大津波が発生したことを踏まえて、津波の予想の過小評価を避け、分かりやすい表現で迅速な避難を促す内容に改善された新しい津波警報が今年3月7日からスタートしています。

新しい大津波警報や津波警報は、巨大地震が発生した時は、予想される津波の高さを、数値ではなく、「巨大」「高い」という簡潔な言葉で発表して非常事態であることを伝え、ただちに避難するよう呼びかけます。「巨大」という言葉は「大津波警報」の際に用い、「高い」という言葉は「津波警報」の際に使用します。



「巨大な津波」「高い津波」という表現で、大津波警報や津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような津波が襲って来る可能性のある非常事態ですので、できる限り迅速にかつ高い場所に避難し、さらに時間的な猶予がある限り、できる限り高く安全な場所を目指して避難することが重要です。

<新しくなった津波警報の内容や、普段から出来る心掛けはこちら>

URL: <http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201302/3.html>

政府広報オンラインでは、ソーシャルメディアを活用して、より幅広い情報発信に取り組んでいます。さまざまな国の取組のなかから、“毎日の暮らしに役立つ情報”や“重要な施策の広報キャンペーン”などを日々ご紹介。ぜひ、こちらもお覧下さい。

### ▼『政府広報オンライン』ソーシャルメディア公式アカウント

Facebook : <http://www.facebook.com/gov.online>

Twitter : [https://twitter.com/gov\\_online](https://twitter.com/gov_online)

国の行政情報に関するポータルサイト「政府広報オンライン」では、政府の「施策・制度」「取組」の中から、暮らしにかかわりの深いテーマ、暮らしに役立つ情報を、イラストや動画を使って分かりやすい記事でご紹介しています。このたびお届けする「お役立ち News Letter」では、毎号そのうちの一部をピックアップして、みなさまにお伝えしていきます。

### ▼『政府広報オンライン』トップページ

<http://www.gov-online.go.jp/index.html>

本件に関するお問合せ

内閣府政府広報室 03-3581-7026(直通)